

[事案 2024-78] 給付金支払等請求

・令和7年3月26日 裁定終了

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年8月に睡眠時無呼吸症候群の検査のために入院（入院①）したため、同年4月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、支払われた。その後、令和5年6月にも睡眠時無呼吸症候群の検査のために入院（入院②）したため、本契約にもとづき給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当し、また、睡眠時無呼吸症候群は責任開始期前に発病したものであるとして、給付金の支払いを謝絶され、入院①の給付金の戻入を求められた。しかし、以下等の理由により、本契約の解除を取り消し（請求①）、入院②の給付金の支払いと入院①の給付金の返還義務がないことの確認（請求②）を求める。

- (1)自分は、本契約の申込手続時には症状を自覚していなかった。
- (2)自分は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）にかかって収入がなくなるのが不安で、年齢的に備えが必要になると考えたため本契約に加入したのであり、決して給付金を受け取る可能性が極めて高いと期待していたわけではない。
- (3)他の保険会社は、全て給付金を支払った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、自ら当社のコールセンターに架電し、コロナの保障のある保険の加入を希望した。募集人が面談し、総合的な保障のプランを提案したが、申立人は本契約の保障内容を希望した。
- (2)支払査定時照会制度にもとづく照会の結果、申立人は、令和4年4月から同年5月にかけて本契約を含めて4件の生命保険に加入し、入院一時金保障の合計額は約110万円になっていた。申立人の年収（400万円～500万円）の2割を超えており、著しく高額である。
- (3)申立人は、令和4年7月に病院で受診した際、問診票に「睡眠中、いびきをかく」、「睡眠中、息が止まるといわれた」などの症状が2年前から毎日あると記載しており、本契約の申込手続時点で睡眠時無呼吸症候群の症状を自覚していた。
- (4)申立人は、症状を自覚しながら、自ら希望して保険加入し、病院を受診したものであり、恣意的に保険事故を発生させた可能性が高い。
- (5)申立人の給付金請求に係る入院が重大事由発生時期以降であること、睡眠時無呼吸症候群は責任開始期前発病であって、入院給付金の対象とはならないことから、当社は給付金不払および既払給付金の戻入を決定した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求②については、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。また、請求①については、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由による解除は、保険金額の著しい累積という客観的事由のみによって認められるものではなく、モラル・リスクに対処するため、契約者等に重大な信頼関係破壊行為があったことが必要となると解される。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、申立人の本契約を含む保険加入の経緯、生活状況、経済的な状況、申立人の病状、不正請求を疑わせる諸事情なども含めて総合的に判断する必要があり、その判断のためには、慎重な事実認定が必要となり、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせた上で、関連する書証の証拠調べ、関係者の尋問手続等を実施して事実を認定していく必要がある。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記のような手続が可能である裁判所における訴訟による解決が適当である。